



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） 1

告 示

沖縄県告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった天底第2地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更について、令和7年3月28日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和7年4月14日から同年5月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、星野地区県営土地改良事業（農用地保全・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和7年4月14日から同年5月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和 7 年 4 月 11 日から同月 24 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沖縄北谷線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	沖縄市上地四丁目54番1から 沖縄市上地四丁目90番7番まで	22.0m ～ 29.8m	128.9m
新	沖縄市上地四丁目54番1から 沖縄市上地四丁目90番7番まで	23.3m ～ 32.8m	128.9m

発 行 所

沖 縄 県 総 務 部

総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階